Daiwa Institute of Research



~制度調查部情報~

2005年06月27日 全5頁

株式分割の効力発生前倒し

制度調査部 横山 淳

東証、保振、来年1月にも実施予定

【要約】

東証と保振は、来年1月から、保振預託分の株式については、株式分割の効力発生日を基準日の翌日に前倒しする方針を明らかにした。

これは、保振預託分について事実上、権利落日から新株売買が可能となることを意味している。

実現すれば、株式分割に伴う株価の乱高下や、それを悪用した資金調達やM&Aの動きを、ある程度封じることができるものと期待されている。

はじめに

ライブドア事件以来、行き過ぎた大型の株式分割と、それを悪用した資金調達やM&Aが問題 視されるようになっている。

これを受けて、東京証券取引所(以下、東証)は既に今年の3月7日に「大幅な株式分割の実施に際してのお願い」を発表し、いわゆる1:5超の株式分割¹の自粛などを上場会社に求めていた。

更に、6月に入ってからは、東証及び証券保管振替機構(以下、保振)は、次のような発表・ 通知を行い、株式分割の効力発生日を基準日の翌日に前倒しする方針を明らかにした。

証券保管振替機構「株券の追加発行を行う株式分割の効力発生前倒しに係る要綱」(2005 年 6月7日)

証券保管振替機構「株式分割の効力発生日についてのお願い」(2005年6月10日)

東京証券取引所「株式分割に係る基準日の翌日を効力発生日とするための上場制度等の整備について」(2005年6月22日)

東京証券取引所「株式分割の効力発生日前倒し後における売買及び委託保証金等の取扱いについて」(2005年6月23日)

これらの意図は、一言で言えば、株式分割の基準日から実際に新株が取引可能となるまでのタイムラグを埋めることによって、株価が乱高下する余地をなくそう、ということである。

¹ 株式数が株式分割実施前の5倍を超えるような株式分割のこと。東証は、同時に次のような内容の要請も行っていた。

株式分割後の投資単位(最低売買金額)が1万円を下回るような株式分割の自粛。 CB発行後6ヶ月以内の株式分割の自粛。

本稿では、まず、株式分割について最近指摘されていた問題を整理する。その上で、東証及び保振が予定する株式分割の効力発生日の前倒しに、どのような効果が期待されるのかを解説する。

1.株式分割の何が問題となっていたのか?

株式分割とは、1 株を 2 株にするといったように株式を細分化することである。株式分割が行われても、原則として、その会社の株式全てについて平等に細分化されるため、各株主の保有比率は基本的に変化しない。また、増資と異なり、新たな資金の払込みもないため、会社財産も増加しない。株式分割は、単に、その会社の株式の総数が増加するだけである。

このように株式分割は、他の影響を最小限に抑えながら株式数のみを増加させる効果が期待できることから、投資単位を実質的に引き下げる手段としてしばしば利用されている²。

2001 年の商法改正で株式分割について大幅な規制緩和³が実施されたのを受けて、最近は大規模な株式分割を実施する企業が増加した⁴。株式分割を実施する企業が増加したことは、個人株主・個人投資家の増加にもつながったと評価されている。その一方で、1 株を 100 株にするなど、行き過ぎた株式分割や、その弊害も指摘されるようになっている。具体的には、株式分割の基準日と、実際に新株が発行される効力発生日とのタイムラグによる株価の乱高下である。

5月20 3月25日 2月中 月28 月3 3月上旬 户 2 3 月24日 1 日 日 日 日 **金** (金 (月) 木 約50日 日の公告 株式分割 会 決議 分 権 権利落ち日 基 効力発生日 終 発 日 行 準日 刊付最終売買日 百 分 決済取引 割 岌び の 取 締 基 普通取引は旧株式のみ 役 最 旧株式・新株式が同一銘柄 新株式は発行日決済取引による として取引可能に(注)

図表1 現行の株式分割のタイムスケジュール(例)

(出所)東証、保振の資料、別冊商事法務編集部「平成 17 年度版株主総会日程」などを基に大和総研制 度調査部作成

(注)厳密には、新株式が普通取引の決済物件として利用可能となるのが併合日である。従って、効力発生日の前日(この場合5月19日)から新株式の売付けを意図した取引が事実上可能となる。



² なお、単元株制度を採用している会社の場合であれば、1単元の株式数を引き下げることでも同様の効果を挙げることができる。

³ 具体的には、次のような規制緩和が行われた。

¹株(単元株制度を採用する場合は1単元)当たりの純資産額が5万円を下回るような株式分割を認める。 額面株式制度を廃止し、額面に伴う規制を撤廃する。

普通株式しか発行していない会社の場合、株式分割の比率に応じた授権枠の拡大(定款変更)を取締役会の決議により実施することを認める。

⁴ 東証によれば、2004年に1:1.5以上の株式分割を実施した東証上場企業は149社に達している。

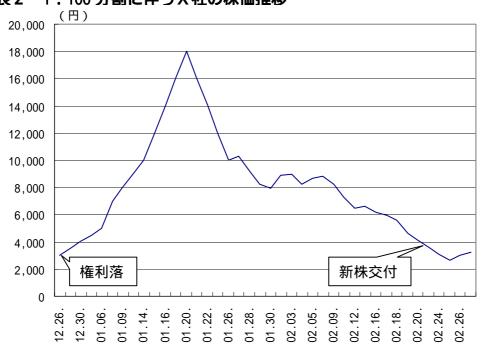
例えば、2005年3月31日を基準日とした株式分割が行われたとする。この場合、株式分割によって新たに株式を交付してもらえるのは、3月31日時点で株主名簿に名義が記載されている株主である。従って、(通常の売買取引の場合)受渡し・決済の日数の関係上、その4営業日前の3月25日までに購入した株式について、株式分割を受けることができる。

その翌営業日である3月28日からは、最早、株式を取得しても株式分割を受ける権利はない。 そのため、この日(これを「権利落ち日」という)からは、株式分割の比率に応じて切り下がった価格で売買が行われることとなる。

ところが、この段階では未だ株式分割の効力は発生していない。実際に新しい株券が発行されるのは、基準日から更に約50日後の、例えば5月20日になる。これは、基準日の時点での株主を確定するための名寄せをしたり、新たな株券を印刷したり、その裏書をしたりといった手続に時間がかかるためである。

この間、マーケットでは既に株式分割が行われたものとして価格形成などが行われる一方、実際にマーケットで流通する株式数は株式分割前のままという状態となる。つまり、マーケットでは約50日の間、実質的に品薄の状態が続くこととなる。そのため、市場の需給のバランスが崩れ、価格が大きく変動しやすくなる。特に、1:100分割などのような大規模な株式分割が行われると、需給のバランスへの影響が大きく、株価が乱高下する危険性がある。

図表 2 で示したのは、1:100 分割を実施した X 社の「権利落ち日」から「効力発生日」までの株価推移である。当初 3,000 円程度であった株価は、急速に上昇し約 1 ヶ月後には 18,000 円を超えた。しかし、その後、急速に下落し、新しい株式が実際に発行された 2 月 20 日頃には、株価はほぼ元の水準まで戻した。



図表 2 1:100 分割に伴う X 社の株価推移

(出所)各種統計を基に大和総研制度調査部作成

新興企業の中には、こうした大規模な株式分割直後の株価の乱高下を利用して、資金調達やM & A を有利に進めようとするものがあると指摘されており、問題視されていたのである⁵。

2.効力発生日の前倒しで何が期待されるのか?

東証及び保振では、次のように、現在、基準日の約 50 日後となっている効力発生日を、基準日の翌日まで前倒しすることとしている。

株式分割の効力発生日

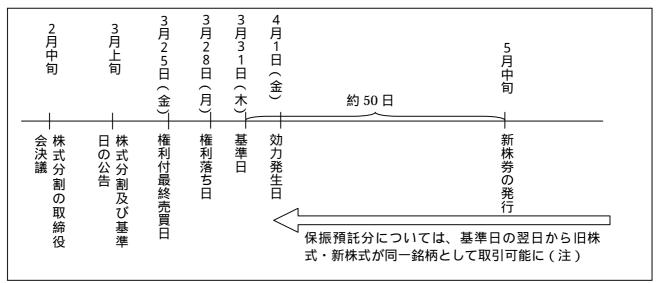
上場会社が株式分割を行う場合は、基準日の翌日を効力発生日として定めるものとする。

「みなし預託」による預託残高の早期発生

株式分割の効力発生日(基準日の翌日)に、保振では新株券の預託がなされたものとみなして、 実務対応(分割後株式数の記帳、口座処理など)を図る。

もちろん、実務上、基準日の翌日に株券を発行することは不可能である。しかし、保振に預託された株券については、既に流通面でのペーパーレス化が行われ、口座による残高管理が行われている。そのため、基準日の翌日でも、計算上、口座の残高を増加して、決済物件として利用することは不可能ではない。

図表3 効力発生日が前倒しされた場合の株式分割のタイムスケジュール(例)



(出所)東証、保振の資料、別冊商事法務編集部「平成 17 年度版株主総会日程」などを基に大和総研制 度調査部作成

(注)厳密には、新株式が普通取引の決済物件として利用可能となるのが効力発生日である。従って、権利落ち日(この場合3月26日)から新株式の売付けを意図した取引が事実上可能となる。

前出の 2005 年 3 月 31 日を基準日とした株式分割の場合、保振預託分に限っては、4 月 1 日の 受渡・決済分から株式分割に伴う新株を決済することが可能となる。

⁵ ここで例に取り上げたX社も、この時期に株式交換などを実施している。もちろん、こうした行為が直ちに違法という訳ではないが、マーケットに不透明な印象を与えたことは間違いないだろう。



これは、実質的に、権利落ち日(受渡・決済は基準日の翌日)から(保振預託分に限っては)株式分割に伴う新株式の売付けを意図した取引が可能となることを意味する。つまり、保振預託分に限っては、株式分割の基準日と、実際に新株が発行される効力発生日とのタイムラグは発生しなくなるのである。

ただ、保振に預託されていないタンス株については、いくら株式分割の効力発生日を前倒ししても、結局、実際に新株券が発行される5月中旬までは売買することはできないという状況に変わりはない。保振への預託率は、近年上昇傾向にあるとは言え、64%程度(2004年3月末時点)である。その意味では、効力発生日の前倒しによる効果は限定的である。

しかし、2009 年前半までには、全ての上場会社に対して株券ペーパーレス化が一斉に適用される こととなっている。そうなればタイムラグの問題は理論上なくなることが期待できる。

3. 実施予定日

東証及び保振は、2006 年 1 月 4 日以後の日を基準日とする株式分割から実施することを予定している。

今後、規則改正や実務対応が進められるものと思われる。

